

山梨県福祉タクシーシステム事業費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 県は、重度心身障害者（児）及び要介護老人（以下「重度心身障害者等」という。）の行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、「山梨県福祉タクシーシステム事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき市町村及び他の事業者が実施する事業に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助の対象となる事業は、実施要綱に基づく重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業、リフト付き等専用及び兼用車輛の設置補助事業及び研修事業とする。

(補助額)

- 第3条 前条の事業に対する補助額は、次の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額（当該事業に係る寄付金その他の収入があるときは、その寄付金その他の額を控除した額）を比較して少ないほうの額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内で知事が認めた額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 補助先
料金助成事業	590円×対象人員×24回	重度心身障害者等がタクシーを利用する経費を補助した額 [利用券の額面(中型初乗運賃の額以内) ×利用枚数(1人24回以内)]	1/2	市町村
リフト付き等専用車輛設置補助事業	3,500,000円	リフト付き等専用車輛の設置に要する経費を補助した額	1/2	市町村

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 補助先
リフト付き等兼用車輛設置補助事業	1,000,000円	リフト付き等兼用車輛の設置のうちリフト及び車イス固定設置等の整備に要する経費を補助した額	1/2	市町村
研修事業	知事が定める額	研修に要する経費	10/10	他の事業者

(交付申請)

第4条 この補助金交付申請は、第1号様式による申請書を作成して、毎年度8月末日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定)

第5条 知事は前条の申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(変更交付申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情変更により、当該事業の年間所要額に変更が生じた場合には、毎年3月25日までに変更交付申請書(第3号様式)を知事に提出し承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業完了後1か月以内又は補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、実績報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 市町村の実績報告にあたっては、毎年3月20日までにタクシー会社から市町村に対し請求のあったものを当該年度の事業費とし、それ以降に請求のあったものは翌年度の事業費として取り扱うこと。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、原則として事業完了後提出された実績報告書に基づき交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払とすることができる。

2 概算払を受けようとする場合には、概算払請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第9条 この要綱により知事に提出する書類は、所轄の県保健福祉事務所を経由しなければならない。ただし、その他の事業については、知事に直接提出するものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備・保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第3条に規定する補助額については、「山梨県福祉タクシーシステム事業実施要綱」に基づき平成8年3月31日以前に設置したリフト付き専用車両にあっては、その運行に要する経費の補助は、なお従前の例による。

ただし、補助期間は設置した年度の翌年度から5年間とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 補助先
リフト付き専用車両運行補助事業	1,000,000円	リフト付き専用車両の運行に要する経費の1/2を補助した額	1/2	市町村

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。